

仕事と育児を両立するための制度

	育児休業	育児時間	育児短時間勤務	部分休業	子育て支援時間
出産					
1歳	3歳に達する日 (誕生日の前日)まで	1歳に達する日 (誕生日の前日)まで 1日2回以内1回60分	小学校就学始期まで 4パターンの勤務が可能	小学校就学始期まで 1日2時間・30分単位	
3歳		3歳に達する日 (誕生日の前日)まで 1日2回以内1回30分			
6歳					
9歳					小学校就学から 9歳に達する日以後の 最初の3月31日まで 1日2時間・30分単位
給与	支給されない 1月に満たない期間がある 場合は日割り支給 ※原則として子が1歳まで は共済組合より育児休業手 当金が支給 ※180日を境に給付額は変更	不利益なし	勤務時間に応じた額を支給	勤務しない1時間につき、1時間あたりの給与額が減額	
期末手当	取得期間の1/2が除算 ※1か月以内は影響なし	不利益なし	短縮した時間分の1/2を除算	不利益なし	
勤勉手当	取得期間が除算 ※1か月以内は影響なし	不利益なし	短縮した時間分を除算	通算30日に達しない場合は除算しない	
退職手当	子が1歳まで →取得期間の1/3が除算 子が1歳以上 →取得期間の1/2が除算	不利益なし	取得期間の1/3を除算	不利益なし	
昇給	不利益なし				
共済組合掛金	免除	免除なし			
互助組合掛金	免除	免除なし			
退職互助掛金	免除なし				
代員	あり	なし	あり ※週30時間	なし	なし
父母の同時取得	可	男性職員の場合、その時間 に配偶者が子どもを養育で きる場合は取得不可	可	可	配偶者が常態として子を養 育できる場合は取得不可
備考	同一の子についての再取得 や延長は一定の条件を満た せば可能	男性職員の場合、配偶者が 取得している育児時間は除 かれる	勤務形態により年休日数と 特別休暇の一部の日数減少	育児時間・介護時間を取得 した場合はその時間が除か れる	育児時間・介護時間を取得 した場合はその時間が除か れる